

電子決済手段に関する実務対応報告改正案、公表

ASBJ

去る8月10日、企業会計基準委員会が、第582回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

企業会計基準諮問会議からの報告

7月27日に開催された第57回企業会計基準諮問会議（2026年8月20日・9月1日合併号（No.1785）情報ダイジェスト参照）の報告が同諮問会議議長より行われた。

同諮問会議は、のれんの会計処理および関連する開示の検討について、次を新規テーマとして提言した。

- ① 企業結合会計基準32項の実務上の課題について、会計基準における償却期間および償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討する。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。
- ② 償却費を営業費用に計上す

る会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討する。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行う。

委員からは特段意見は聞かれなかった。

電子決済手段に係る会計上の取扱い

前回親委員会（2026年8月10日号（No.1784）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案74号（実務対応報告45号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等について、審議が行われた。

出席委員全員の賛成で公表議決された（8月17日公表。10月19日コメント期限。https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0817.html）。

継続企業に関する会計基準

前回親委員会（2026年8月10日号（No.1784）情報ダイジェスト参照）に引き続き、継続企業に関する会計基準について審議が行われた。

(1) 後発事象会計基準に関する検討

本プロジェクトで、継続企業の前提の評価期間の起点を「貸借対照表日」から「財務諸表の公表の承認日」へ変更するかどうかについての検討を行っているところ、監査基準との整合性の観点から、企業会計基準41号「後発事象に関する会計基準」7項における財務諸表の公表の承認日に関する記載についての検討が行われた。

事務局からは、「財務諸表の公表の承認日」を「財務諸表を構成するすべての計算書（関連する注記を含む）を作成した上で、財務諸表を公表することを確認する権限を有する社内の機関又は個人が当該財務諸表の公表を承認した日付」（傍線追加箇所）と定義する案が示された。

委員からは賛意が聞かれた。

(2) 文案検討

前回親委員会で聞かれた意見を踏まえた継続企業会計基準等

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年6月期) 2カ月延長法人(令和8年5月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

の文案の修正案が示された。

継続企業会計基準適用指針案
においては、監査・保証実務委
員会報告74号「継続企業の前提
に関する開示について」から移
管した開示例について、開示例
を示すことで利害関係者に誤解

を生じさせる可能性があること
等を理由に、開示例を削除する
修正が示された。

次回、適用日および経過措置
について議論が行われる予定。

会計

金融資産の減損に関する文案、 引き続き検討

ASBJ、金融商品専門委

去る8月4日、企業会計基準

委員会は第260回金融商品專
門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計
基準に関する審議が行われた。

8月10日開催の第582回親
委員会でも同テーマで審議が行
われた。

主な審議事項は次のとおり。

コメント対応

実効金利の計算に含めず収益
認識会計基準に準じて会計処理
することができると手数料（金融
商品実務指針案57―10項）につ
いて、収益認識会計基準におけ
る開示や未収分に対する予想信
用損失の算定上の取扱いを明確
化することを求める意見が聞か
れていた。

事務局は、金融商品実務指針
案に次の記載を追加し、明確化

を図るとした。

（金融商品実務指針案第261
6の次の項）本実務指針第57―
10項又は第105―2項により収益
認識会計基準に準じて会計処理
する手数料については、会計処
理だけでなく開示についても収
益認識会計基準に準じる必要が
あると考えられるため、収益認
識会計基準に準じた注記を行う
こととなると考えられる。また、
収益認識会計基準に準じて会計
処理する手数料から生じる未収
収益については、収益認識会計
基準の範囲に含まれる取引から
生じた受取手形、売掛金等に準
じるものとして予想信用損失を
算定することが考えられる。

専門委員からは賛意が聞かれ

管理部門必修
リスク管理講座

ビッグローブ事件 の教訓（後編）

危機管理システム研究会理事 博士政策研究
樋口 晴彦

ビッグローブ（ビ社）の親会社
のKDDIでは、2015年にも
本事件と非常によく似た不正会
計事件が発覚していました。そ
の舞台となったのは、2009年
に買収した香港企業DMXです。
実は、買収時のデューデリジェ
ンスでも、売掛金の回収が長期化
しているとして慎重に検討するよ
う推奨されていた。しかし
当時のKDDIは、携帯電話普及
率の上昇によって国内事業がいく
れ頭打ちになるとして、積極的に
グローバル展開することを経営戦
略としていたため、性急に買収に
踏み切っていました。

告主の名称などの詳しい情報は
示されませんでした。そもそも
ビ社自体も情報をほとんど持つて
いなかったためです。本来ならば
「出直してこい」と突き返すべき
ところですが、KDDIはこの事
業計画を承認してしまい、さら
にグループファイナンスの限度額
も2021年度の467億円から
2022年度には599億円、そ
して2025年度には830億円
に増やされ、この多額の資金が
循環取引の膨張を支えました。

IFRSの「資産の収益力を実
態に応じて評価する」という考え
方は、理論的には非の打ちどこ
ろがありません。しかし、数々
の企業不祥事を分析した筆者は、
収益力評価をそもそも信頼して
いません。関係者がその気にな
れば、いかようにでも評価を操作
できるところがあると考えていま
す。特に日本ではM&Aで高価
みをして、のれん等が過大評価
されているケースが少なくありま
せん。IFRSであれば定期償却
の必要がないので、買収した子
会社の業績がそれだけ高上げさ
れ、高価掴みを批判されずに済
みます。しかし、子会社で大き
な事件が発生すれば、いきなり
大きな財務上のダメージを被るこ
とになるのです。

その後も不審点が山積してい
たにもかかわらず、DMXの見か
けの好業績に気をよくしたKDD
Iは多額の資金提供を続け、約
338億円もの特別損失を被りま
した。その反省を踏まえ、KDD
Iでは不正リスクに対する意識
の向上、子会社管理体制の強化
などの再発防止策を実施していま
した。DMX事件から10年しか
経過していないのに、どうしてビ
社の循環取引を見抜くことがで
きなかったのでしょうか。

本事件で財務的に最も大きな
ダメージとなったのは、無形固定
資産であるのれん等（のれん、顧
客関連資産、商標権）の減損です。
その金額は646億円に達し、ビ

社は一気に債務超過に転落しま
した。KDDIはIFRS会計基
準を採用していたところ、本事件
の発覚によりビ社の収益力が大
きく低下したと判定され、巨額
減損に追い込まれたのです。

たものの、表現について、『未収収益』という用語は経過勘定に用いられる用語であり、一定期間にわたって認識する収益を前提とした記載と読まれる可能性があるため、表現の変更を検討いただきたい」などの意見が聞かれた。

第582回親委員会では、特段異論は聞かれなかった。

文案検討

前回専門委員会（2026年8月10日号（No.1784）情報ダイジェスト参照）において審議された、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いについては、次の2案が示されていた。

- ① 金融商品会計基準の本文において定める
- ② 予想信用損失適用指針の結論の背景に記載する

専門委員会からは、わかりやすさの観点から①を支持する意見が多く、第581回親委員会では、他基準との整合性の観点から、②を推す意見が多く聞かれていた。

これらの意見を踏まえ、今回、事務局は②の方法で修正した文案を示した。

専門委員および第582回親委員会からは、事務局案に異論は聞かれなかった。

*

次回から適用時期に関する議論を開始する予定。

会計

制度対象事業者における排出枠等の開示、検討——ASBJ、実務対応専門委

去る8月6日、企業会計基準委員会は第180回実務対応専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2026年8月10日号（No.1784）情報ダイジェスト参照）に引き続

き、排出量取引制度に係る会計

上の取扱いについて審議が行われた。

8月10日開催の第582回親委員会でも同テーマでの審議が行われた。

主な審議内容は次のとおり。

余剰となった無償割当の排出枠の利益計上時点

前回までの専門委員会では、排出実績量が無償割当の排出枠の量を下回ることが「確実となった時点」の考え方について、償却日に利益計上することが提案されていた。一方で、通知日（排出実績量に相当する排出枠の量が国から通知された日）で利益を確定できるのではないかとといった意見も聞かれた。

事務局での再考の結果、償却日を待たずとも、割当年度に付与された無償割当の排出枠のうち保有義務に充てられる排出枠の量が確定した時点で排出目標の達成が確定したものと考え、その達成の成果としての利益について「確実」になるとの考え方は合理性がある等の理由から、通知日とする案が提案された。

専門委員会からは、賛成意見のほか、実務管理の面で償却日を選択適用できないかとの声も聞かれた。

また、第582回親委員会では、事務局案に賛意が聞かれた。

制度対象事業者における開示

事務局は、制度対象事業者の開示として、次の提案を行った。

- (1) 排出枠については、たとえば「排出枠」などの適切な科目をもって、貸借対照表の流動資産の区分に表示する。ただし、金額に重要性が乏しい場合は、「その他の流動資産」に含めて表示することができる。

- (2) 引当金については、たとえば「排出量の保有義務に係る引当金」などの適切な科目をもって、貸借対照表の流動負債の区分に表示する。制度対象事業者が無償で割り当てられた排出枠を売却した場合の入金額については、仮受金等として貸借対照表の流動負債の区分に表示する。ただし、いづれについても、金額に重要性が乏しい場合は、「その他の流動負債」に含めて表示することができる。

- (3) 制度対象事業者が排出量の保有義務に関して計上する損益は、「排出枠の保有義務に係る損益」として純額で正負いずれの場合でも、その内容に応じて損益計算書の売上原価または販売費及び一般管理費の区分に表示する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には「その他の費用」等として

損益計算書の売上原価または販売費及び一般管理費の区分に表示することができる。

- (4) 注記事項の具体的な定めは、今後のGX推進法に基づく排出量取引制度や市場の進展状況に応じて別途定めることの要否を当委員会において判断することとし、それまでは当面の間、具体的な定めを設けないこととする。

専門委員会からは、「純額の損益が利益側の場合には、本業の収益力とは切り離して、営業外収益に計上することも考えられるのではないか」との意見も聞かれた。

また、第582回親委員会では、事務局案に賛意が聞かれた。

実務対応報告15号の改正要否

第551回親委員会にて、企業会計基準諮問会議から、GX推進法に基づく排出量取引制度の会計上の取扱いと実務対応報告15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理するよう提言された。これを受けて事務局では、企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理を取り扱っていない実務対応報告15号にGX推進法に基づく排出量取引制度

国際会計

デジタル資産のCF計算書の開示に関するASU案、公表—FASB

における制度対象事業者の会計上の取扱いを組み込まず、別途の実務対応報告等により定めを置くことで実務上適用が著しく困難な状況になることはないと考えられることから、実務対応報告15号を改正せず、排取出

引制度を新たな実務対応報告として公表する提案をした。

専門委員ならびに第582回親委員会では異論は聞かれなかった。次回、新たな実務対応報告の文案が示される見込み。

去る8月18日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「キャッシュ・フロー計算書(トピック230)——現金同

ペーパー、ステイブルコイン、およびマネー・マーケット・フア

等物——特定のデジタル資産の開示強化と評価」を公表した。

米連邦準備制度理事会(FRB)が8月19日に公表した7月28、29日開催分の連邦公開市場委員会(FOMC)議事要旨に

公開草案は、ステイブルコインなどの特定のデジタル資産が「現金同等物」の定義を満たすかどうかを明確にして多様な実務を縮小させることと、現金同等物の重要な構成要素の透明性を高めるための開示をさせることを目的としている。

賛成9に対して反対3だった。反対の3人は0.25%の追加利上げを支持しており、全会一致で据え置きとした前回までとは異なり、物価と景気の評価をめぐる委員間の差が表面化した。

特定のデジタル資産が現金同等物の定義を満たすかどうかについて、実務の理解の統一の支援のためにいくつかの設例を設け、現金同等物の重要な構成要素(たとえば、米国債(U.S. Treasury bills)「コトーション・

また、5月の個人消費支出(PCE)物価指数は前年同月比4.

金融

米FRBの追加利上げ判断の行方

ンド)に関する情報と各重要な構成要素の金額の開示を要求している。

公開草案の適用日は未定であるが、早期適用できる。

公開草案の設例に関する改訂については、適用年度の期首から遡及適用され、開示の追加要求については、適用年度の期末から将来に向かって適用される。

コメント期限は、2026年11月19日。

1%上昇し、食品・エネルギーを除くコア指数も同3.4%上昇した。FRBの事務方による6月の推計でも、総合は3.7%、コアは3.3%の上昇にとどまった。会合前までの期間には、米国債利回りは全般に25〜30ベースポイント上昇しており、市場でも追加利上げの可能性が意識されていた。

一方、会合時点の市場では、7月の利上げ確率は3分の1とみられ、9月までに0.25%の利上げを織り込む動きもみられた。このため、金融市場は次

経理用語の豆知識



期中財務諸表に関する会計基準

期中財務諸表(期中連結財務諸表および期中個別財務諸表)の作成のために採用する会計方針は、期中特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。

期中財務諸表作成のための特有の会計処理は、原価差異の繰延処理および税金費用の計算とされている。原価差異の繰延処理とは、標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産または流動負債として繰り延べることができる会計処理をいう。税金費用の計算は、税金費用について、期中会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前期中純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる方法である。



事後判明事実

事後判明事実とは、監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。

監査人は、事後判明事実を監査報告書日後に知るところとなった場合、経営者(適切な場合には監査役等)と協議を経て財務諸表の訂正の可否を判断し、財務諸表の訂正が必要と監査人が判断した場合には当該事項についてどのように扱うか、経営者に質問する必要がある。経営者が財務諸表を訂正する場合には監査手続を行い、訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出する。他方、財務諸表に訂正が必要と監査人が判断しているにもかかわらず経営者が財務諸表を訂正しない場合、監査人は、経営者および監査役等に、財務諸表の利用者による、以前に提出した監査報告書への依拠を防ぐための措置を講じる予定であることを通知しなければならない。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年8月5日	「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針	内閣官房	2029年度から中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する「所得に連動したきめ細かな給付」を導入するために、経過措置として、2027年度から2年間は飲食料品の消費税を1%に引き下げるとともに、所得連動型の給付を先行実施する方針を示したものの。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260805/01_siryou1.pdf
2026年8月7日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和8年度税制改正における、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の改正に伴い、所要の整備を行うもの。特別税額控除等相当額の計算や、支出した金額を超える部分の金額に含まれないものの例示等が盛り込まれている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/260807/index.htm
2026年8月7日	監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」の改正(公開草案)	JICPA	財務諸表監査における、不正に関連する監査人の役割と責任の明瞭化等のため、IAASBが公表した「国際監査基準(ISA) 240 (Revised), The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements」を受け、所要の改正を行うもの。コメント期限は2026年9月10日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260810cde.html
2026年8月24日	中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書(第3版)	監査役協会	前回改定の2017年以降に改正された会社法等の法令等および監査役監査基準の改定を反映し、中小規模会社の監査役が自社基準の作成や自社基準に基づいて監査を実践する際にも参考となるよう作成されたもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-15015/

証 券

日経平均回復・上昇のリード役は何か？

回会合の結論よりも、今後、物価鈍化がコア指数に広がるかを注視せざるを得ない。

ただ、総合PCEの伸びが4.1%から3.7%へ鈍化したただけでは、FRBが追加利上げを見送れるとは言い切れない。FRBが重視するコア指数は3.4%から3.3%へ下がったにすぎず、2%の物価目標とまだ距離があるためだ。ここに、委員の判断が割れた理由がある。物価の鈍化を待つて据え置けば、インフレを抑える機会を逃す懸念が残る。

他方、3.50〜3.75%からさらに利上げすれば、住宅や企業の金利負担を重くし、需要を必要以上に冷やすことになる。物価統計には公表時点で1〜2カ月の遅れがあるため、次回会合までに雇用や消費が減速しても、物価が高止まれば判断は難しい。このため、金融市場は当面、経済指標ごとに反応しやすい。今後のPCE物価指数と雇用・消費の動き次第で、FRBの追加利上げ観測は揺れやすい状態が続くといえるだろう。

日経平均株価は6月下旬に約72,000円という史上最高値を達成した後、調整気味に推移するなかで真夏を迎えた。調整は7月終わりに約61,400円となって底打ちを確認したようで、8月には回復歩調をやや強め、8月17日には69,220円まで上昇した。

しかし、8月中旬終わりから日経平均はもたつきが目立ってきた。その間に、日経平均に方向感がみえにくくなって

きた感がある。つまり、今後、どんな銘柄をリード役に株価回復・上昇を期待すべきか、迷いが生じているのではないか。今年前半のように、AI、半導体主役で日経平均の7万円台回復、さらに史上最高値更新まで狙えると期待するか、あるいは今後、これまでもと違う銘柄が主役となって回復・上昇するだろうと考えるか、という迷いである。

これまでと違う銘柄とは、高

市内閣が推進する重点投資政策の対象となる産業であろう。半導体、AIに加え、防衛、宇宙、エネルギー、マテリアルなどがリストアップされる。

AI、半導体銘柄主役の日経平均の回復・上昇への期待にやや影を投げかけるのが、今後の世界的なAI、半導体の需給バランスの行方である。現在、世界の有力半導体メーカーが半導体需要の急増を見越して桁外れの設備投資を行っている。設備投資が過大だという評価は少数派のようだが、まだ不透明な要素が多い。今後の展開を待つほかないだろう。

また、高市内閣関連銘柄が主役となって日経平均回復を目指すそうとする場合、これらの銘柄はAI、半導体銘柄に比べ、利益水準、利益増加率が低いため、株価上昇力が弱い。7万円台回復までに相当苦勞するだろう。

これまでの話は経済環境にあまり変化がないことを前提にしている。しかし、世界経済、世界金融市場をみると、リーダーの米国の経済活動、金融政策などで何らかの変動が生じ、その影響が日本へ波及してくることも想定しておく必要がある。一時も油断はできなさそうだ。